特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	国民健康保険(資格管理、医療給付、保健事業)に関する 事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

荒尾市は、国民健康保険(資格管理、医療給付、保健事業)に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

能本県荒尾市長

公表日

令和4年3月31日

[平成31年1月 様式2]

関連情報

<u> </u>	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	国民健康保険(資格管理、医療給付、保健事業)に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法に基づき、国民健康保険の被保険者資格管理、保険給付等の事務を行う。特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険の被保険者の資格管理(被保険者の資格得喪・変更等の事務処理による台帳整理。被保険者証、限度額適用認定証、高齢受給者証、特定疾病療養受給証等の交付) ②国民健康保険の医療給付(療養給付費、療養費、特別療養費、高額療養費、高額介護合算療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費の支給) ③国民健康保険の保健事業の実施 ④県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務) ⑤県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当回数の引き継ぎ業務 ⑥オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)
③システムの名称	 1 国民健康保険システム 2 国民健康保険(給付)システム 3 統合宛名管理システム 4 中間サーバー 5 国保総合システム 6 国保情報集約システム 7 医療保険者等向け中間サーバー等

2. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険資格ファイル、国民健康保険給付ファイル、国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル、 転居月75歳到達特例対象者情報連携ファイル

3. 個人番号の利用

1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年 法律第27号)第9条第1項及び別表第一 (30の項)

法令上の根拠

2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令 で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府、総務省令第5号)第24条

- <オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 第9条第1項(利用範囲)
- 別表第1 項番30
- ・番号利用法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条
- ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

·国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携								
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定							
	【情報提供の根拠】 1 番号法第19条第8号及び別表第二 (1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、97、10 6、109及び120の項)							
②法令上の根拠	2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3							
	【情報照会の根拠】 1 番号法第19条第8号及び別表第二 (42及び43の項)							
	2 別表第二省令第25条及び第25条の2							
	<オンライン資格確認の準備業務> ・番号利用法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等)							

5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	保健福祉部 保険介護課				
②所属長の役職名	課長				
6. 他の評価実施機関					
7. 特定個人情報の開示・	訂正•利用停止請求				
請求先	荒尾市役所 総務部 総務課 行政管理係 〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地 電話:0968-63-1209				
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	荒尾市役所 保健福祉部 保険介護課 国保年金係 〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地 電話:0968-63-1327				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数								
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上							
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点							
2. 取扱者数								
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1)500人以上 2)500人未満							
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点							
3. 重大事故								
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし							

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価	西書の種類					
[基礎 2)又は3)を選択した評価実 載されている。	項目評価 施機関に [・]	_	重点項目評	価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書 項目評価書において、	及び 及び:	全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供	はネットワークシスラ	テムを通じ	た入手を除ぐ	(。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	いる いる	
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	Г	十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託				[0]	委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供る			提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	:の接続		[]接線	しない(入手)		接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	いる いる	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて		
7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分である 3) 課題が残されて	_	
8. 監査							
実施の有無	[]	自己点検	[0]	内部監査	[]外	部監査	Ė.
9. 従業者に対する教育・	客発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて 2) 十分に行ってい 3) 十分に行ってい	る	いる

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年2月1日	I-4 ②法令上の根拠	2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条及び第53条	めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(別 表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7 号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第1	事後	
平成29年6月1日	I-1 ②事務の概要	国民健康保険法に基づき、国民健康保険の被保険者資格管理、保険給付等の事務を行う。特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険の被保険者の資格管理(被保険者の資格得喪・変更等の事務処理による台帳整理。被保険者証、限度額適用認定証、高齢受給者証、特定疾病療養受給証等の交付) ②国民健康保険の医療給付(療養給付費、療養費、特別療養費、高額療養費、高額介護の支擔費、事務送費、出産育児一時金、葬祭費の支給) ③国民健康保険の保健事業の実施	国民健康保険法に基づき、国民健康保険の被保険者資格管理、保険給付等の事務を行う。特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、以下の事務で取り扱う。 ①国民健康保険の被保険者の資格管理(被保険者の資格得喪・変更等の事務処理による台帳整理。被保険者証、限度額適用認定証、高齢受給者証、限度額適用認定証、高齢受給者証、限度額適用認定証、高齢受給者証、特定健康保険の医療統付(療養給付費、療養費、高額療養費、高額療養費、高額療養費、高額原業費の定性康保険の保健事業の実施。③国民健康保険の保健事業の実施。④県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務)。③国民健康保険の保健事業の実施9県内で転居があった場合における高額療養療の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当回数の引き継ぎ業務)	事前	
平成29年6月1日	I-1 ③システムの名称	2 国民健康保険(給付)システム3 統合宛名管理システム4 中間サーバー	1 国民健康保険システム2 国民健康保険(給付)システム3 統合宛名管理システム4 中間サーバー5 次期国保総合システム6 国保情報集約システム	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	I -2 特定個人情報ファイル 名	国民健康保険情報ファイル	国民健康保険資格ファイル、国民健康保険給付ファイル、国保資格取得喪失年月日連携ファイル、市町村被保険者ID連携ファイル、転居月75歳到達特例対象者情報連携ファイル	事後	
平成29年6月1日	I-4 ②法令上の根拠	(1、2、3、4、5、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93及び106の項) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第19条、第20条、第25条、第33	めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(別	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年8月1日	I-4 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 1 番号法第19条第7号及び別表第二(1、2、3、4、5、9、17、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、93、97及び106の項) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第12条の3、第19条、第20条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条及び第53条 【情報照会の根拠】 1 番号法第19条第7号及び別表第二(42及び43の項) 2 別表第二省令第25条及び第25条の2	2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二4条 第2条 第2条 第2条 第2条 第2条 第2条 第2条 第2条 第2条 第2	事後	
平成30年8月1日	I −5 ②所属長の役職名	健康生活課長 前田 偉知雄	課長	事後	
平成30年8月1日	Ⅱ-1 対象人数	平成27年5月31日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年8月1日	Ⅱ-2 取扱者数	平成27年5月31日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	I-1 ③システムの名称	1 国民健康保険システム 2 国民健康保険(給付)システム 3 統合宛名管理システム 4 中間サーバー 5 次期国保総合システム 6 国保情報集約システム	1 国民健康保険システム2 国民健康保険(給付)システム3 統合宛名管理システム4 中間サーバー5 国保総合システム6 国保情報集約システム	事後	
令和1年6月28日	I -5 ①部署	保健福祉部 健康生活課	保健福祉部 保険介護課	事後	
令和1年6月28日	I -8 連絡先		荒尾市 保健福祉部 保険介護課 国保年金係 〒864-8686 熊本県荒尾市宮内出目390番地 電話:0968-63-1327	事後	
令和1年6月28日	Ⅱ-1 対象人数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅱ-2 取扱者数	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策		様式改正に伴う、リスク対策の追加	事後	
令和2年3月25日	I -1 ②事務の概要	被保険者資格管理、保険給付等の事務を行う。 特定個人情報ファイルは、行政手続における特 定の個人を識別するための番号の利用等に関 する法律の規定に従い、以下の事務で取り扱 う。 ①国民健康保険の被保険者の資格管理(被保 険者の資格得喪・変更等の事務処理による台 帳整理。 被保険者証、限度額適用認定証、高齢受給者 証、特定疾病療養受給証等の交付) ②国民健康保険の医療給付(療養給付費、療 養費、特別療養費、高額療養費、高額介護合 療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費の支 給) ③国民健康保険の保健事業の実施 ④県単位で管理することとなる資格取得年月日 や喪失年月日の管理(資格継続業務) ⑤県内で転居があった場合における高額療養 費の該当回数を通算するための同一世帯判定	う。 ①国民健康保険の被保険者の資格管理(被保険者の資格得喪・変更等の事務処理による台帳整理。 被保険者証、限度額適用認定証、高齢受給者証、特定疾病療養受給証等の交付) ②国民健康保険の医療給付(療養給付費、療養費、特別療養費、高額療養費、高額介護合支 療養費、移送費、出産育児一時金、葬祭費の支給) ③国民健康保険の保健事業の実施 ④県単位で管理することとなる資格取得年月日や喪失年月日の管理(資格継続業務) ⑤県内で転居があった場合における高額療養費の該当回数を通算するための同一世帯判定に必要な情報等の管理(高額該当回数の引き	事前	
令和2年3月25日		1 国民健康保険システム2 国民健康保険(給付)システム3 統合宛名管理システム4 中間サーバー5 国保総合システム6 国保情報集約システム	 1 国民健康保険システム 2 国民健康保険(給付)システム 3 統合宛名管理システム 4 中間サーバー 5 国保総合システム 6 国保情報集約システム 7 医療保険者等向け中間サーバー等 	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月25日	I-3 ②法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年法律第27号)第9条第1項及び別表第一(30の項) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府、総務省令第5号)第24条	2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府、総務省令第5号)第24条 <オンライン資格確認の準備業務>	事	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月25日	I -4 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 1 番号法第19条第7号及び別表第二 (1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、2 7、30、33、39、42、58、62、80、87、93、 97、106、109及び119の項) 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第5条の2及び第59条の3 【情報照会の根拠】 1 番号法第19条第7号及び別表第二(42及び43の項)	めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)(平成26年内閣府、総務省令第7号)第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第10条の2、第11条の2、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、第25条、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第53条、第55条の2及び第59条の3 【情報照会の根拠】	事前	
令和2年6月28日	Ⅱ-1 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月28日	Ⅱ-2 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月31日	I ―4 ②注会上の規拠	2 略		事前	